



# 週間情報



No.2616

発行日 平成26年4月22日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

## 消防本部の動き

### ◆ 消防本部の住所変更について

○ 21224 魚沼市消防本部（新潟）

新住所 〒946-0007 魚沼市四日町450番地1（下線部が変更箇所）

※ 理由 消防庁舎移転のため

平成26年4月16日から運用開始

## 行事

### ◆ 手作り防災袖口カバー贈呈式を実施

#### 西入間広域消防組合消防本部（埼玉）

西入間広域消防組合消防本部では、平成26年2月28日（金）、当消防本部庁舎において、手作り防災袖口カバー贈呈式を行いました。

ボランティアグループ「ともに支えられて」の皆さんから着衣着火事故防止に役立ていただきたいと、手作り防災袖口カバー180個が当消防本部へ寄付されたものです。あわせて、当消防本部から感謝状の贈呈を行いました。

この防災袖口カバーが作成された経緯は、「ともに支えられて」の皆さんで作られている袖口カバーを見た当消防本部の職員が着衣着火防止に役立つのではないかと思い、埼玉医科大学から防災実験用にいただいた防災カーテンを「ともに支えられて」に提供して防災袖口カバーの作成を依頼し完成に至ったものです。

早速、春季全国火災予防運動週間中における広報の一環として、当消防本部管内の福祉施設において着衣着火事故について説明するとともに、この手作り防災袖口カバーを配布したところ、施設の方から「炊事等の際に使わせていただきます。」と大変喜んでいただきました。



【手作り防災袖口カバー贈呈式の様子】

## ◆ 入間市消防少年団入団式を実施

### 埼玉西部消防局（埼玉）

埼玉西部消防局入間消防署では、平成26年4月6日（日）、入間市長、議長、教育長を来賓に迎え、平成26年度入間市消防少年団入団式を実施しました。

入間市消防少年団は、少年少女に火災をはじめ地震やその他の災害に対する正しい知識を与え、団体生活の規律を通して社会的徳性を養い、防火防災思想の普及啓発を図り、あわせて社会に奉仕する立派な少年少女を育成していくことを目的として平成14年4月に結成された団体です。

今年度は新入団員18名を迎え、総勢63名で防火・防災に関する活動を月に1回程度行っていきます。

式では、来賓の方々の話を真剣に聞き、新入団員の紹介では一人ひとりが大きな声で返事をするなど、一年間頑張ろうという意気込みを強く感じました。



【入間市消防少年団入団式の様子】

## 訓練・演習

## ◆ 消防長査閲（消防活動総合訓練）を実施

### 朝霞<sup>あさか</sup>地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部（埼玉）

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部では、平成26年3月7日（金）、12日（水）の2日間、消防部隊の火災防ぎょ及び救助技術の向上並びに最高指揮者の指揮活動要領の習得を目的とした消防活動総合訓練を実施しました。

防火造3階建て一般住宅から出火したとの想定のもと、要救助者情報等を一部ブラインド型とし、より実戦的な訓練を行うことで消防部隊の対応力強化を図ることができました。



【消防長査閲（消防活動総合訓練）を実施】

## そ の 他

### ◆ 消防救急デジタル無線設備・消防通信指令システム等運用開始式を実施

松本広域消防局（長野）

松本広域消防局では、平成26年3月26日（水）、消防救急デジタル無線設備・消防通信指令システム等運用開始式を執り行いました。

新指令システムは、10年以上経過した従来の指令システムを一新し、情報伝達の迅速化を目的に、災害放送の自動化やJアラート設備を新たに導入するなど、更なる住民サービスの向上を図りました。なお、デジタル無線と接続することにより、秘匿性の高い情報や画像データの送信が可能となっています。

また、増加する救急需要対策として、人口密集地域への救急隊の増隊、はしご付消防自動車を更新し再配置するなど、社会情勢の変化を捉えた組織体制の構築にも取り組んでいます。

今後も、発生が危惧される大規模な地震災害への対策の強化や、ますます複雑多様化する消防ニーズを敏感に捉え、「地域の安心・安全を守る」という揺るぎない使命を自覚し職員一丸となって取り組んでまいります。



【新指令システムの運用を開始】

### ◆ 袋井消防署山梨分遣所新庁舎が完成、業務を開始

袋井市森町広域行政組合袋井消防本部（静岡）

袋井市森町広域行政組合袋井消防本部では、袋井消防署山梨分遣所が完成し、平成26年4月1日（火）に業務を開始しました。

鉄骨造り平屋建ての庁舎に、水槽付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車各1台と10名の職員を配置し、袋井市北部地区と森町南部地区の消防・救急体制の充実・強化を図りました。

平成24年4月に新東名高速道路が開通したこと、また平成25年5月に袋井市立袋井市民病院が隣接の掛川市立総合病院と統合、中東遠総合医療センターとして開院し救急医療体制が強化されたことから、当消防本部管内の消防・救急体制の強化が求められていました。



【山梨分遣所新庁舎が完成】

## ◆ 北分署新庁舎が完成、業務を開始

### 生駒市消防本部（奈良）

生駒市消防本部では、平成26年4月8日（火）から北分署と鹿ノ台分署を統合して新たに移転新築工事が完了した北分署庁舎において業務を開始しました。

新庁舎では、今後増大する救急需要に対応するため、救急車を増車して2台で運用するとともに、地域の自治会・自主防災会等で講習等を行う研修室や大災害発生時に備えた資機材備蓄庫、自家用発電設備、自家用給油取扱所を整備しています。また、庁舎内の照明は全てLED照明で、屋上には太陽光発電設備、屋外には太陽光・風力街路灯を設置し、環境にも配慮した建物となっています。

#### 北分署庁舎の概要

敷地面積：2,797.88㎡ 建築面積：686.04㎡ 総延面積：1,689.16㎡

分署庁舎：鉄筋コンクリート造・地上3階・延面積1,608.5㎡

附属施設：水防倉庫、車庫、駐輪場



【北分署新庁舎】



【竣工式テープカットの様子】

## ◆ いわき市小名浜消防署江名分遣所落成式を挙

### いわき市消防本部（福島）

いわき市消防本部では、平成26年4月8日（火）、小名浜消防署江名分遣所の落成式を挙

行了。当分遣所は、東日本大震災の大津波により大きな被害を受け、その後庁舎を応急的に復旧して業務を行ってききましたが、老朽化や津波浸水区域内に立地しているなどの理由から、高台に移転しました。

この新庁舎は災害対応能力向上を主眼とし、消防団詰所を同敷地内に併設し、今後地域の防災拠点として、これまで以上に迅速かつ的確な防災活動が期待されています。



【分遣所の落成式の様子】

## ◆ NHK土曜ドラマ「ボーダーライン」制作開始について

大阪市消防局（大阪）

大阪市消防局では、NHK土曜ドラマ「ボーダーライン」の制作開始に伴い、平成26年4月13日（日）から撮影協力を行っています。

消防士たちの姿をリアルに描くこのドラマは、当市消防署の署庭、訓練塔、ガレージ、消防車両、現場装備などを実際に用いて撮影されていますので、下記のとおり情報提供させていただきます。

### 記

#### 1 制作日程

- (1) 日時：平成26年4月13日（日）から
- (2) 場所：NHK大阪放送局及び大阪近郊

#### 2 放送予定

平成26年10月4日（土）～11月1日（土）[連続5回]

#### 3 出演者

小池徹平、笈利夫、山口馬木也、徳井優、森カンナ、鷹赤兒、藤原紀香、橋爪功ほか

#### 4 その他

NHK報道発表

<http://www.nhk.or.jp/dramatopics-blog/6000/184489.html>

### 消防庁通知

#### ◆ 自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を定める件の公布について（3月31日、消防予第111号）

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を定める件（平成26年消防庁告示第9号。以下「自主表示対象機械器具等届出事項告示」という。）が平成26年3月31日に公布されました。

自主表示対象機械器具等届出事項告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第19号）による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）に基づき自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項について定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

#### 記

##### 第一 試験の方法及び試験に使用した設備

自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項は、次の各号に掲げるものとするものとしたこと。  
（第一関係）

- 一 試験の項目、内容及び判定方法
- 二 試験を行った自主表示対象機械器具等の数量
- 三 試験に使用した設備及び測定機器並びにその点検周期及び校正周期

##### 第二 試験結果に係る様式

規則別記様式第9号備考3に規定する試験結果に係る様式を定めるものとしたこと。  
（第二関係）

##### 第三 施行期日

自主表示対象機械器具等届出事項告示は、公布の日（平成26年3月31日）から施行することとしたこと。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260331\\_yo111.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260331_yo111.pdf)) に掲載されています。

#### ◆ 消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について（情報提供）（4月15日、事務連絡）

予防課より、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

標記の件について、平成26年4月1日における「中小企業者に対する消防用設備等に係る融資制度」は、別添（省略）のとおり利率等の変更が行われております。

当制度は、事業の拡大等のために行う建築物の新築、改築、増築又は設備等の設置にあわせ、

消防用設備等の設置、防災対象物品の整備を図ることにより、防火安全対策の充実強化に資するものです。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2604/pdf/260415\\_jimurenraku.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2604/pdf/260415_jimurenraku.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課 担当：河上
-----------------------

#### ◆ 特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件の運用について（通知） （4月18日、消防特第71号）

特殊災害室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

先般、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第8号）の公布について通知したところですが、改正後の「特定防災施設等に対する定期点検の実施方法」（昭和51年消防庁告示第8号。以下「告示」という。）の運用に当たっては、下記事項に御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

##### 第1 点検の対象（告示2(2)イ(ウ)、3(2)ウ及びオ関係）

対象施設は、設置の日から40年を経過した消火用屋外給水施設の配管及び加圧ポンプであり、「設置の日」については次のとおりであること。

##### 1 対象施設が石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）施行日以降に設置された場合

石災法第15条第2項に定める検査を受け、対象施設が石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）第3条から第13条までの基準に適合していると認められた日（特定防災施設等検査済証の交付日）であること。ただし、検査済証の交付がない場合は対象施設が設置され使用できる状態となった日で差し支えないこと。

##### 2 対象施設が石災法施行日前に設置された場合

対象施設が設置され使用できる状態となった日とすること。

##### 第2 機能点検の実施方法（告示2(2)イ(ウ)関係）

配管に係る漏れ試験について

##### 1 試験範囲

設置の日から40年を経過している部分が施設の一部であることを理由に、全体の点検を免除することにはならないこと。この場合において、バルブの閉止等により、設置の日から40年経過している部分のみで点検が可能な場合は、区別することとして差し支えないこと。

##### 2 判断方法

水圧を加え、かつ、10分間静置した場合において、変形、損傷又は漏水がないことを確認すること。この場合において、圧力変動の有無により確認することとして差し支えないこと。

### 第3 総合点検の実施方法（告示3（2）ウ及びオ関係）

#### 加圧ポンプに係る放水試験について

設置の日から40年を経過した加圧ポンプを使用する場合、圧力損失が最大となる消火栓から放水させるものであること。当該消火栓は、あらかじめ設計上の圧力損失等の状況や維持管理状況を評価し選定しておく必要があること。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2604/pdf/260418\\_toku71.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2604/pdf/260418_toku71.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 特殊災害室  
担当：宮崎課長補佐、瀧下係長

## 報道発表

### ◆ 緊急消防援助隊の登録隊数（平成26年4月1日現在）

平成26年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録数は、744消防本部の4,694隊（重複登録※を除く。）となり、平成25年4月1日の登録数（4,594隊）より100隊増加しました。

大規模・特殊災害等に備え、引き続き、緊急消防援助隊の充実・強化を進めてまいります。

#### 1 緊急消防援助隊への登録隊数の概要（平成26年4月1日現在）

指揮支援隊	42隊
都道府県隊大指揮隊	112隊
消火小隊	1,649隊
救助小隊	423隊
救急小隊	1,057隊
後方支援小隊	761隊
通信支援小隊	21隊
航空小隊	75隊
水上小隊	18隊
特殊災害小隊	272隊
特殊装備小隊	376隊
計	4,694隊

（重複登録※を除くため合計は一致しない）

※ 救助小隊と特殊災害小隊の双方に登録されているなど、112隊分が重複して登録されている。

#### 2 緊急消防援助隊の登録目標隊数の見直し（平成30年度末目標）

東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠なことから、平成30年度末までの登録目標隊数をおおむね6,000隊規模に大幅増隊することとしている。（平成25年度末までの目標隊数4,500隊から+1,500隊）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2604/260417\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2604/260417_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 広域応援室  
担当：島田、鈴木、二村

## ◆ 「拠点機能形成車両」の公開（4月17日）

東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模災害発生時に、緊急消防援助隊の被災地での長期かつ過酷な環境下での活動を支援するための資機材を搭載した「拠点機能形成車両」が完成しました。

### 1 公開日時及び場所

- (1) 平成26年4月21日（月）午後1時から  
千葉県習志野市鷺沼二丁目1番43号  
習志野市消防本部
- (2) 平成26年4月28日（月）午後2時から  
大阪府東大阪市三島二丁目5番43号  
大阪市消防局高度専門教育訓練センター  
（旧大阪市消防学校）

### 2 車両の概要等

#### (1) 背景

東日本大震災では44都道府県から総数約3万人の緊急消防援助隊が被災地に出動し、発災日から88日間の長期にわたり消防応援活動を実施し、かつ、低温・降雪といった過酷な気象状況や津波浸水地域での厳しい活動を展開した。

このような東日本大震災での教訓を踏まえ、被災地での長期かつ過酷な環境下での消防応援活動を支援するための資機材を積載した「拠点機能形成車両」を新たに整備するもの。

#### (2) 特徴

- 大型エアータント4式をはじめ、約100名の隊員が宿営できる資機材を積載。
- 車両後部の荷室が拡幅し、車両自体を指揮本部や活動拠点として活用が可能。

#### (3) 主な仕様

全長：11,970mm、全幅：2,490mm（拡幅時4,590mm）、全高：3,580mm、重量：19,900kg  
水冷4サイクルディーゼルエンジン、排気量：9,839cc、出力：279kw、乗車定員：2名

#### (4) 主な積載資機材

大型エアータント、シャワー（組立式）、浄水器、調理器具、簡易トイレなど

### 3 配備先（平成24年度補正予算分及び平成25年度当初予算分）

都道府県	配備先	都道府県	配備先
北海道	北見地区消防組合消防本部	千葉県	習志野市消防本部
愛知県	豊橋市消防本部	大阪府	大阪市消防局
愛媛県	松山市消防局	熊本県	天草広域連合消防本部

※上記に加え、平成26年度は3台（平成25年度当初予算繰越分及び平成26年度当初予算分）の配備を予定しており、今後、全国的配備を進めていくこととしている。

### 4 留意事項

- (1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合は、予告なく中止し、又は延期することがあります。
- (2) 十分な駐車場がないので、公共交通機関でお越しください。
- (3) 会場内では、係員の指示に従ってください。

### 5 その他

大阪市消防局高度専門教育訓練センターでは、津波や大規模風水害による冠水地域において機動的な人命救助を行うため、水陸両用バギーやボート等を積載した「津波・大規模風水害対策車両」の公開も行う予定です。

- 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2604/260417\\_1houdou/02\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2604/260417_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)）に掲載されています。

【問い合わせ先】 広域応援室  
担当：島田、鈴木、二村

## 情報提供

### ◆ 平成26年度消防救急デジタル無線システムの整備に関するアドバイザー派遣事業に係るアドバイザー募集（4月18日）

消防救急無線は、平成28年5月31日までに、現行の150MHz帯アナログ通信方式から260MHz帯デジタル通信方式に移行する必要があります。

その移行を円滑に進めるため、消防救急デジタル無線システムの整備に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣を希望する地方公共団体（消防本部等）にアドバイザーを派遣し、消防救急デジタル無線システムの整備に関する提案及び助言等を行う事業を、別添「消防救急デジタル無線システムの整備に関するアドバイザー派遣要綱」（省略）に基づき実施します。この事業を実施するにあたり、下記のとおりアドバイザーを募集します。

#### 1 主な業務内容

- (1) 消防救急デジタル無線システムの整備に係る技術的提案及び助言
- (2) 消防救急デジタル無線システムの整備後の運用に係る提案及び助言
- (3) 整備スケジュール等の提案及び助言
- (4) その他地方公共団体の要望に対する提案及び助言

#### 2 応募資格

- (1) 消防救急デジタル無線システムの整備に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は消防救急デジタル無線システムの運用について相当の知見を有する者
- (2) 心身健全で当該業務を遂行できる者
- (3) 所属する会社等が、応募することを了承した者

#### 3 応募方法

##### (1) 提出方法

[応募用紙](#)（省略）に記入押印のうえ、下記まで持参又は郵送で提出してください。

（募集期間内必着）

提出先：〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 消防庁防災情報室

##### (2) 募集期間

平成26年4月18日（金）から平成26年4月30日（水）まで

#### 4 必要経費の支払い

謝金、旅費、宿泊費等の必要経費は、必要に応じて消防庁等から支払います。

#### 5 関係書類

- (1) [平成26年度消防救急デジタル無線システムの整備に関するアドバイザー派遣事業に係るアドバイザー募集要領](#)（省略）
- (2) [消防救急デジタル無線システムの整備に関するアドバイザー派遣要綱](#)（省略）

- 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/info/2014/20140418-1.pdf>) に掲載されています。

【問い合わせ先】 国民保護・防災部防災課防災情報室  
担当：西村課長補佐、小林係長、伊藤（隆）事務官

### ◆ 平成26年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定（第1次）（4月18日）

消防庁は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金について、本日、次のとおり（省略）交付決定を行いました。

- 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/info/2014/20140418-5.pdf>) に掲載されています。

### ◆ 平成26年度災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業に係るアドバイザー募集 (4月18日)

住民への災害情報伝達手段の多様化、多重化は、多くの各市区町村にとって初めての事業であることから、災害情報伝達手段に関する多様な知識のみならず、既存の防災行政無線等との運用を十分に勘案して設計を行う必要があります。

これらの作業は、各市区町村や都道府県の職員で行うこととなりますが、技術的なノウハウを持つ職員が少ないことから、各市区町村や都道府県での地理特性や既存設備を勘案した個々の具体的な諸課題の解決が困難となっています。

このことを踏まえて、技術的な知見等を有する災害情報伝達手段に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣して、各市区町村や都道府県の職員に対して情報伝達の多様化、多重化の重要性に係る技術的提案及び助言を行う事業を、別添「災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱」に基づき実施します。

この事業を実施するにあたり、下記のとおりアドバイザーを募集します。

#### 1 主な業務内容

アドバイザーは、派遣先市区町村において、災害情報伝達手段に関する提案及び助言等を行います。

提案及び助言等の内容は、概ね次のとおりです。

- (1) 災害情報伝達手段に係る技術的提案及び助言
- (2) 災害情報伝達手段システムの運用に係る提案及び助言
- (3) 整備スケジュール等の提案及び助言
- (4) 災害情報伝達手段の多様化、多重化の重要性に係る提案及び助言
- (5) その他市区町村の要望に対する提案及び助言

#### 2 応募資格

- (1) 災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であること。
- (2) 心身健全で当該業務を遂行できる者であること。
- (3) 所属する各自治体、会社等が、応募することを了承した者であること。
- (4) アドバイザーとして派遣された市区町村における災害情報伝達手段の通信システム関連整備事業について、所属する会社等が、契約終了後、翌年度から4年間は入札できないことを了承した者であること。

#### 3 応募方法

##### (1) 提出方法

[応募用紙](#)（省略）に記入押印のうえ、下記まで持参又は郵送で提出してください。

（募集期間内必着）

提出先：〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 消防庁防災情報室

##### (2) 募集期間

平成26年4月18日（金）から平成26年5月7日（水）まで

#### 4 必要経費の支払い

謝金、旅費、宿泊費等の必要経費は、必要に応じて消防庁等から支払います。

#### 5 関係書類

- (1) [災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業に係るアドバイザー募集要領](#)（省略）
- (2) [災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱](#)（省略）

- 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/info/2014/20140418-6.pdf>) に掲載されています。

【問い合わせ先】 国民保護・防災部防災課防災情報室  
担当：吉村係長、濱事務官、関根事務官

◆ 第5回「有床診療所・病院火災対策検討部会」の開催（4月21日）

標記検討部会を下記により開催しますので、お知らせします。

記

1 日時

平成26年5月21日（水）  
10時00分から12時00分まで

2 場所

東京都千代田区六番町15  
主婦会館 7階 「カトレア」

3 検討事項

- (1) 有床診療所等における防火対策のあり方
- (2) その他

4 取材に当たっての留意事項

- (1) 取材を希望される方は、社名、氏名、連絡先を平成26年5月20日（火）17時までに下記連絡先まで登録願います。  
また、会場の都合上、登録数に限りがあることを申し添えます。
- (2) カメラ撮影は冒頭のみに限らせていただきますので、あらかじめ御了承願います。
- (3) 携帯電話等通信機器については、必ず電源を切るかマナーモードにしてください。
- (4) 静粛に取材し、喧噪にわたる行為は行わないようにお願いします。
- (5) 会議の録音については御遠慮ください。
- (6) 会議中の入退室はやむを得ない場合を除き、御遠慮ください。
- (7) その他、当日は消防庁職員の指示に従うようお願いいたします。

- 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/info/2014/20140421-1.pdf>) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課  
担当：金子、北野

※消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

**週間情報への投稿は企画課へ！**

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : [weekly@fcaj.gr.jp](mailto:weekly@fcaj.gr.jp)

【お知らせ】

次回の週間情報は、平成26年5月2日（金）の発行となりますのでご了承ください。